

生駒市規則第 1 1 号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

生駒市長 山下 真

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和 3 2 年 7 月生駒市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 3 中「第 8 条第 1 項第 1 号」を「第 8 条第 1 項」に改め、「次条第 2 号に掲げる住宅並びに」を削り、「これら」を「これ」に改める。

第 3 条の 4 から第 3 条の 6 までを次のように改める。

第 3 条の 4 から第 3 条の 6 まで 削除

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。